

令和 5 年度仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業米穀等贈呈業務委託
公募型提案審査募集要項

本要領は、令和 5 年度仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業米穀等贈呈業務委託の受託候補者の特定を行うための公募型提案審査（プロポーザル）を実施するために必要となる事項について定めるものである。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和 5 年度仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業米穀等贈呈業務委託

(2) 業務目的

令和 4 年度に仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業の対象となった世帯に対する継続的な居住支援（以下「継続支援」という。）として、仙台市内産の米穀等を年 2 回贈呈することで、本市へ住み替えた子育て世帯等の暮らしを応援するとともに、地産地消や本市の農産物普及の推進にもつなげることを目的とする。

(3) 業務内容

継続支援として年 2 回実施する米穀等の贈呈に関する以下の事務を行う。

① 米穀等の選定・調達

贈呈する米穀等として、仙台市内産の品質の良い米穀を各回 1 種類以上含み、新鮮かつ日持ちする商品（複数可）を 4.（1）に記載の予算規模の範囲で選定・調達する。

② 商品の配送業務

米穀等の配送時期等の計画を作成のうえ、選定・調達した米穀等について仙台市内の 144 世帯（支援の申請状況により減少する場合がある。具体は契約後に市より提示。）に配送を行う。なお、各回の配送は、配送先ごとに平日、土日祝の別で分けて、各々について時間帯の希望に合わせて行う。

③ 継続支援対象者からの問い合わせへの対応

米穀等の配送にあたり、不着返却等により再送の依頼があった場合は、発注者へ報告のうえ再送する。

また、配送先より米穀等の品質に対する意見があった場合は、誠意をもって対応し、速やかに発注者に報告する。

④ 業務実績の報告

上記①から③の進捗状況を発注者に適宜報告するとともに、業務完了時に、業務実績としてとりまとめ、発注者に提出する。

(4) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 1 月 31 日まで

(5) 提案上限額

1,440,000 円かつ 1 世帯あたり 10,000 円（消費税及び地方消費税込み）

2. 参加資格要件

- (1) 仙台市内に本社(店)を有する法人又は団体であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- (2) 米穀等の価格の変動に対応しうる米穀等商品の取り扱い、及び仙台市内の多くの生産者から調達できる体制を有するものであること。
- (3) 米穀等商品の品質の確保に関して、豊富な知見、ノウハウを有するものであること。
- (4) 食料品の安全かつ確実な配送に関して十分な実績、ノウハウを持つもの、または十分な実績、ノウハウを持つ事業者との協力関係を有するものであること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当するものでないこと。
- (7) 受付期間内に、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (8) 仙台市税を滞納していないこと。

3. 企画提案書等の審査方法及び評価基準等

審査委員会において次の審査方法、評価基準により、最も優れた企画提案者を受託候補者として特定する

(1) 審査方法

企画提案書等の提出書類をもとに、本市審査委員会にて、以下の評価基準及び配点による書類審査を行うものとする。

(2) 評価基準

次の審査項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

なお、本業務の目的が達成可能と判断するための最低基準は、審査委員各々の評点が 40 点以上とし、これに満たない提案者は受託候補者として特定しないものとする。

① 業務目的との合致性（15 点）

- ・ 本業務の目的を十分に踏まえ、その達成に資する提案がなされているか。

② 業務遂行能力（30 点）

- ・ 本業務を確実に遂行するための計画や、組織体制（協力事業者を含む）、人員、実績が具体的に示されているか。
- ・ 個人情報等の保護や想定されるリスクについて必要な対策を講じるための能力、組織体制を有しているか。

- ③ 業務の内容について (35 点)
 - ・ 業務スケジュールが合理的なものとして具体的に示されているか。
 - ・ 本業務の効果を高めるための創意工夫や有用な提案があるか。
- ④ 業務に必要な経費について (20 点)
 - ・ 本業務を行うために必要な経費は具体的に見積もられているか
また、内訳は妥当なものとなっているか。

(3) 審査結果

- ① 審査結果は、すべての企画提案者に書面の郵送により通知する。また、受託候補者の特定後、受託候補者を本市ホームページで公表する。
- ② 特定されなかった企画提案者には、特定しなかった旨及びその理由(非特定理由)を書面により通知する。
- ③ 上記②の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内(閉庁日を除く。)に、非特定理由についての説明を求められることができる。
- ④ 非特定理由についての説明を求められた時は、その翌日から起算して10日以内(閉庁日を除く。)に書面により回答する。

4. 契約条件

(1) 予算規模

1. (5) に記載の額を上限とし、提案内容等を市と調整の上、契約金額を決定する。なお、委託料は提案事業の遂行に必要な経費とし、委託内容からその妥当性が認められる範囲内とする。

(2) 委託料の支払い

完了払いとする。

(3) その他

- ① 委託契約の締結に当たっては、受託候補者(7.(2)で特定された提案者をいう。)の企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について、受託候補者と別途協議の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- ② 受託候補者は、①の協議が整った後に、改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。
- ③ 業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その保護に必要な対策を講じること。

5. 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年9月11日(月)17時まで

(2) 質問票の提出先

9. に記載の連絡先あてに質問票（様式第1号）を電子メールにて提出すること。

(3) 質問への回答

令和5年9月15日（金）17時までに、すべての質問の回答を仙台市ホームページに掲載する。

※ 説明会は実施しない

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年9月22日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送または持参

※ 郵送の場合は簡易書留等の配達記録の残る郵送方法に限る。

(3) 提出先

仙台市都市整備局公共建築住宅部住宅政策課

住所：〒980-8671 仙台市青葉区二日町12番34号二日町第五仮庁舎（オンワード
櫨山仙台ビル）9階

電話：022-214-8330

(4) 提出書類

① 応募申込書（様式第2号） 1部

② 企画提案書（様式第3号） 5部

③ 経費見積書 5部

※ 業務内容項目ごとに内訳を記載すること。

④ 提案者の概要がわかる資料（会社案内等） 1部

⑤ 本市の市税の滞納がないことの証明書 1部

(5) 企画提案書作成上の留意点

① 企画提案に係る費用は応募者の負担とする。

② 提出書類は返却せず、本市の責任において処分する。

③ 提出期限後の企画提案書の提出、期限後の企画提案書の差替え、再提出は受け付けない。

④ 提出書類等は、提案者に無断で本プロポーザルの審査、協議以外に使用しない。

⑤ 提出書類等は原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の対象文書となる。

(6) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

① 応募資格要件を満たさない者、又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を

満たさなくなった者による提案

- ② 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ③ 1. (5) に示す上限金額を超える提案
- ④ その他企画提案に関する条件に違反した提案

7. 特定方法

提出された企画提案書等をもとに、審査委員会において書面審査を行い、受託候補者を特定する。

(1) 書面審査

令和5年9月27日(水)(予定)に開催する審査委員会にて書面審査を実施する。

(2) 審査方法、受託候補者の特定方法

審査委員会では、企画提案書及び3.(2)の評価基準をもとに、4名の委員がそれぞれ100点満点で評価を行う。

審査委員4名の合計得点が最も高い提案をした事業者を本業務の受託候補者として特定する。同一点数により1者を特定できない場合には、審査委員会において協議の上、受注候補者を特定する。

8. スケジュール

| | |
|------------------|-------------|
| 令和5年9月4日(月) | 募集開始 |
| 令和5年9月11日(月) | 質問票の提出期限 |
| 令和5年9月15日(金) | 質問票に対する回答 |
| 令和5年9月22日(金) | 企画提案書等の提出期限 |
| 令和5年9月27日(水)(予定) | 審査委員会 |
| 令和5年9月29日(金)(予定) | 審査結果通知 |
| 令和5年10月上旬 | 契約・初回打合せ |
| 令和6年1月31日(水) | 業務完了 |

9. 担当者

仙台市都市整備局公共建築住宅部住宅政策課 吉田

住所：〒980-8671 仙台市青葉区二日町12番34号

二日町第五仮庁舎(オンワード樫山仙台ビル)9階

電話：022-214-8330

メールアドレス：tos009430@city.sendai.jp